

菰野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

平成28年3月

令和4年1月改正

三重県三重郡菰野町

第1章 計画の基本的事項

1. 目的

菰野町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、公共施設における省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「菰野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「実行計画」という。）を策定し、取組を推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条（抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 計画期間

令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間とし、期間中においても、取組みの状況や社会情勢の動向を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行うものとします。

なお、実行計画の基準年度は、平成26年度とします。

3. 対象範囲

実行計画の対象範囲は、菰野町役場の全事業拠点の事務及び事業とします。

4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）として取組を推進していきます。

なお、次期計画策定時には、対象とする温室効果ガスを全種に拡充する予定です。

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1. 目標

菟野町は、計画期間中に、公共施設から出る温室効果ガス総排出量を、令和7年度までに、15%削減します（平成26年度を基準とします）。

目標

菟野町は、計画期間中の温室効果ガス総排出量を15%削減します。

各年度の温室効果ガス排出量の実績と目標の達成状況は、適宜、情報公開していきます。

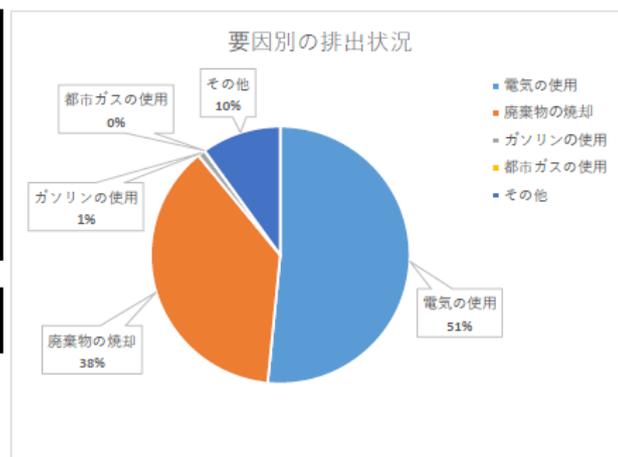
温室効果ガス排出量の現状

調査項目	固有単位	基準年度活動量入力	使用する排出係数	単位	二酸化炭素排出量	単位
燃料使用量	一般炭	kg	0	2.328	kg/kg	0 kg
	ガソリン	L	36881.8	2.322	kg/L	85,627 kg
	ジェット燃料油	L	0	2.463	kg/L	0 kg
	灯油	L	111513.5	2.489	kg/L	277,611 kg
	経由	L	35765	2.585	kg/L	92,451 kg
	A重油	L	42000	2.710	kg/L	113,804 kg
	B重油	L	0	2.996	kg/L	0 kg
	C重油	L	0	2.996	kg/L	0 kg
	液化石油ガス (LPG)	l	133948.7	2.999	kg/kg	401,698 kg
	液化天然ガス (LNG)	l	0	2.703	kg/kg	0 kg
	都市ガス	m ³	0	2.234	kg/m ³	0 kg
4	kWh	9247604	0.497	kg/kWh	4,596,059 kg	
熱の供給量	MJ	0	0.057	kg/MJ	0 kg	
一般廃棄物焼却量（廃プラスチック量）	乾t	1211	2765	kg/乾t	3,348,011 kg	
基準年度排出量					8,915,262 kg	
削減目標入力			15	%	1,337,289 kg	
目標年度排出量					7,577,973 kg	

要因別の排出状況

	二酸化炭素排出量	割合
電気の使用	4,596,059	52%
廃棄物の焼却	3,348,011	38%
ガソリンの使用	85,627	1%
都市ガスの使用	0	0%
その他	885,565	10%
合計	8,915,262	1

電気の使用、廃棄物の焼却、ガソリンの使用の合計	90%
-------------------------	-----



第3章 取組内容

1. 温室効果ガスの削減に向けた取組み

実行計画では、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組を励行することが重要です。

①電気使用量の削減	
照明器具の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休みに消灯する（住民窓口等を除く）。 ・不要な照明をこまめに消灯する。 ・利用実態に応じて照明の間引きを行う。 ・定期的に時間外勤務時のライトダウン運動を実施する。
OA機器（パソコン、プリンター、コピー機等）、テレビ等の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間使用しないときに、節電・待機モードが利用可能な機器である場合は、モードを切り替える。 ・OA機器やテレビなどを長時間使用しないときは、プラグをコンセントから抜き、待機電力を削減する。
冷暖房の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズなどの実施に合わせて、適切な温度管理（冷房28℃、暖房20℃）を行う。 ・冷暖房の使用期間や時間の短縮に努め、こまめにオフにする。 ・冷暖房時には窓を閉めるよう徹底する。 ・冷暖房の吹出口に物を置かないようにする。 ・ブラインドなどを活用し、空調効果を高める。 ・フィルターの清掃を定期的に行う。 ・中間期等には外気を取入れる。
昇降機の使用抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・利用実態に応じて間引き運転を行う。
トイレ、電気ポット・電気湯沸器、冷蔵庫等の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・暖房便座、温水洗浄便座の保温機能を極力抑制する。 ・電気ポット・電気湯沸器を長時間使用しないときは、プラグをコンセントから抜き、待機電力を削減する。 ・冷蔵庫は中身を整理し、適正に温度管理する。また、更新の際は省エネ型に買い替える。

②灯油・重油使用量の削減	
ボイラー等の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な運転管理及び燃焼効率の向上を図る。
③ガス使用量の削減	
冷暖房の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な運転管理及び燃焼効率の向上を図る。
給湯機の適正使用	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯温度の適正な設定を行う。 ・まとめ洗いをし、溜めすぎをする。 ・夏季の使用を抑制する。
④自動車等の効率的な利用によるガソリン・軽油使用量の削減	
エコドライブの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・不要なアイドリングを抑制する。 ・経済速度による走行に努める。 ・急発進、急加速、空ぶかしをしない。 ・走行ルート合理化を図る。 ・点検・整備を適正に実施する。 ・タイヤの空気圧を調整する。 ・無駄な荷物の積載を避ける。 ・エアコンの使用を抑制する。
エコ通勤の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤に公共交通機関を活用する。 ・通勤に徒歩や自転車を活用する。
低燃費・低公害車の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の台数を適正化し、更新の際は低燃費・低公害車を導入する。
⑤水道水使用量の削減	
節水の励行	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめ洗いをし、溜めすぎをする。 ・トイレの二度流しをしない。
⑥紙類の使用量の削減	
事務手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・会議資料・添付資料を簡素化する。 ・パソコン・プロジェクター等の活用により、ペーパーレス会議を推進する。
コピー・印刷の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・両面コピー、両面印刷を徹底する。 ・片面のみ使用した紙類の裏面を有効利用する。 ・電子媒体を活用する。 ・庁内情報システムを活用する。 ・印刷発注の際に、部数・紙質を見直す。

⑦廃棄物排出量の削減とグリーン購入の推進	
廃棄物排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの排出抑制に努める。 ・分別回収を徹底し、リユース、リサイクルを進める。
グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルしやすい製品や詰め替え可能な製品を優先して選択する。 ・長期間使用可能な製品を選択する。 ・使い捨て製品の購入を控える。 ・事務用品の使用数や在庫数を適正に管理する。
⑧公共工事、イベント等における環境配慮	
公共工事における環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・公共工事に伴う廃棄物の減量化、適正処理及びリサイクルを促進する。 ・建設廃材をリサイクルした再生品を活用する。
イベントにおける環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・会場の冷房温度を適正に保つなど、省エネルギーに努める。
⑨公共施設の設備機器の導入・更新における環境配慮	
公共施設の設備機器の導入・更新	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設への省エネルギー設備機器の導入・更新をする。 ・エネルギー消費効率の高い熱源機の導入・更新をする。 ・エネルギー消費効率の高い空調器設備の導入・更新をする。 ・デマンド制御を導入する（ピーク電力の削減）。 ・LED照明などの省エネ器具の導入・更新をする。 ・高気密・高断熱の建築設計を行う。
再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設へ太陽光発電システムなど効率的なエネルギーシステムを導入する。
⑩環境活動、環境教育、環境啓発の充実	
環境活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・E S C O事業の導入を検討する。
環境教育・啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全に関わる職員研修を定期的実施する。 ・オゾン層破壊など国際的な環境の動向や取組みに関心を持つ。 ・実行計画の進捗状況について、情報の共有を図る。

第4章 計画の進行管理

1. 計画の推進

①推進体制及び計画の点検・評価

環境管理推進組織を活用し、計画の推進を図り関連規定等により進行管理を行います。

②活動実績のとりまとめと公表

関係部署の所管施設等でのエネルギー使用量やその他の取組結果等を取りまとめ、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について、町ホームページ等を使用して公表します。

③職員等の意識啓発活動の推進

全庁的に温室効果ガス削減の推進を定着化させるには、継続的な意識啓発が欠かせません。職員向け説明会や研修会、関連するポスター等の掲示など、様々な手段で職員等への意識啓発活動を推進します。